

確定申告と市県民税の申告は 3月17日(月)まで



e-Tax であれば、自宅などからスマホやパソコンで簡単に申告ができます。
ぜひ e-Tax をご利用ください。

新居浜税務署 ☎ 33-4145
課税課 ☎ 65-1224

確定申告（所得税および復興特別所得税）

■確定申告が必要な人

①令和6年中の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額を基に計算した税額が、配当控除を超える次のような人

- ・ 事業をしている人（商工業、農漁業、自由業などの事業から生じる収入のある人）
- ・ 土地、建物などを売った人
- ・ 土地、建物などの賃貸料や権利金などの収入がある人

②給与所得者で次のような人

- ・ 給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- ・ 給与以外の所得が 20 万円を超える人

③源泉徴収された所得税が還付される場合がある人

- ・ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受けることができる人
- ・ 令和6年の途中で退職した後、再就職しなかったため、年末調整を受けていない人

確定申告は、マイナンバーとスマホで便利に

■確定申告書は、e-Tax で簡単に作成できます。

e-Tax とは、税に関する各種手続きをインターネットを通じて行うことができるものです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、スマホやパソコンから画面の案内に沿って入力するだけで申告書の作成・e-Tax による送信ができます。

※ e-Tax を利用する場合は、マイナンバーカードか ID・パスワードが必要です。

確定申告書等
作成コーナー



■確定申告書の作成方法は動画でチェック

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などを YouTube「国税庁動画チャンネル」で案内していますので、ぜひご覧ください。

国税庁動画
チャンネル



※ 「不足額給付」に関わる確定申告については、市政だより1月号（P9）をご確認ください。

消費税および地方消費税

■個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税申告と納税の期間は、**3月31日(月)まで**です。

■インボイス発行事業者の登録を受けた人へ

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても消費税の申告が必要です。

※令和5年度税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者は、3年間、納付税額を売り上げに関わる消費税額の2割とすることができる特例が設けられています。

納期限と振替日

	納期限	振替日
所得税	3月17日(月)	4月23日(水)
消費税	3月31日(月)	4月30日(水)
贈与税	3月17日(月)	

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）については、指定の預貯金口座から自動振替により納税することができます。税務署または取引先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を申告期限までに提出すると自動振替を利用できます。

確定申告会場のご案内

イオンモール新居浜 2階 イオンホール

※ 10:00 までは、特設入口（B入口横のタクシー乗り場前）以外は入場できません。

2月17日(月)～3月17日(月)

9:00～16:00 (土)(日)(祝)除く

※ この期間、新居浜税務署には確定申告会場を設置していませんのでご注意ください。

※ 混雑緩和のため、会場へ入場するには「入場整理券」が必要です。

※ 入場整理券は、会場で当日配布もありますが、**国税庁公式LINEで事前発行もできます。**

LINE アプリで国税庁公式
アカウントを友だち追加
してください。

国税庁
公式 LINE



確定申告（所得税・消費税・贈与税）に関する問い合わせ 新居浜税務署 ☎ 33-4145

市民税・県民税申告（市県民税）

①市県民税の申告が必要な人

- ・ 令和7年1月1日現在、市内に住所がある人で下の②に該当しない人

②市県民税の申告が不要な人

- ・ 所得税の確定申告をした人（市県民税の申告書を提出したものとみなされます）
- ・ 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先が給与支払報告書を市役所に提出している人
- ・ 前年中収入がなかった人（所得証明が必要な人は、申告が必要です）

※ 年金収入 400 万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が 20 万円以下の場合、所得税の還付を希望しない人は確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要な場合があります。

③市県民税の申告の際に必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、給与・年金などの源泉徴収票、収支内訳書、健康保険・損害保険などの支払い証明書、障害者手帳など、収入と控除に関する証明書類

④市県民税申告相談会場のご案内

受付時間は会場によって異なりますので、ご注意ください。

日程	場所・時間
2月10日(月)、 12日(水)	市役所 2階 会議室 21 (土)(日)(祝)除く) (9:30 - 11:30、13:30 - 16:00)
3月3日(月)～ 14日(金)	
2月13日(木)	浮島公民館 (10:00 - 15:00) 神郷公民館 (9:30 - 15:00)
2月14日(金)	多喜浜公民館、垣生公民館 (9:30 - 15:00)
2月17日(月)	別子山支所 (10:00 - 14:30) 大島交流センター (10:00 - 13:30)
2月18日(火)	高津公民館 (9:30 - 15:00)
2月19日(水)	泉川公民館 (9:30 - 15:00)
2月20日(木)	船木公民館 (9:30 - 15:00)
2月21日(金)	角野公民館 (9:30 - 15:00)
2月25日(火)	中萩公民館 (萩生地区 10:30 - 15:00)
2月26日(水)	中萩公民館 (萩生地区以外 9:30 - 15:00)
2月27日(木)	大生院公民館 (9:30 - 15:00)

市民税・県民税申告（市県民税）に関する問い合わせ 課税課 ☎ 65-1224 FAX 65-1255

